

詳細説明及び Q&A

よく質問が寄せられる事項について記載しています。学生支援課奨学金担当（098-895-8136）にお問い合わせいただく前に、必ずご一読ください。

【生計維持者について】

給付案内 12・13 ページ/貸与案内 14・15 ページを参考にしても該当する生計維持者が分からない場合や独立生計（学生本人を生計維持者）として希望する場合、特殊事情がある者は必ず日本学生支援機構HP掲載資料の「生計維持者に係る Q&A」をご確認ください。

上記を確認したうえで、独立生計または特殊事情により生計維持者が父母にならないと考えた場合は、スカラネット入力前に奨学金担当へご連絡ください。事情を確認した上で入力方法等を指示します。

Q1.母(父)が無職または低所得者で父(母)に扶養されています。生計維持者は父(母)一人ですか。

A1.父母がいる場合、収入の有無にかかわらず生計維持者は二人です。

Q2.社会人卒で入学し、自身の収入もあるので親からの支援等は一切ありません。独立生計で申請可能ですか。

A2.支援状態や年齢を問わず原則生計維持者は親となります。ただし、絶縁状態等の特殊事情がある場合は、奨学金担当へご相談ください。

【マイナンバーについて】

収入審査及び子供の数の確認において原則マイナンバー情報を提示していただくことで課税情報を取得し審査をおこないます。マイナンバー情報の提示を拒否または海外移住により情報取得ができない場合は、マイナンバーに代わる書類の提出が必要です。

Q3.マイナンバーカードを作っていない場合はどうしたらいいですか。

A3. 個人番号を専用サイトで報告するだけです。マイナンバーカードは不要です。個人番号が不明の場合は、個人番号記載の住民票を取得し、その個人番号を入力してください。

Q4.母（父）は低所得または無収入ですがマイナンバー情報の提示は不要ですか。

A4.低所得または無収入の母（父）でも生計維持者ですのでマイナンバー情報の提示は必要です。

Q5.マイナンバー情報の提示をしたくない場合は、どうすればいいですか。

A5.奨学金担当にご相談ください。

Q6.生計維持者または本人が海外移住等により 2024 年 3 月まで国外にいた場合はどうすればいいですか。

A6.2024 年 1 月 1 日時点で日本国内にいないため、マイナンバーで税情報の確認ができません。奨学金担当に一度ご報告をお願いします。

【申込要件について】

《給付奨学金》

原則、高校卒業から 2 年以内に大学に入学かつ資産基準内（給付案内 11 ページ参照）の者です。ただし、高等学校卒業程度認定試験において合格して大学入学した者またはそれ以外の教育課程で修了した者も条件を満たすことで申込することで可能です。給付案内 6・7 ページを確認してください。

Q7.短大等を卒業または大学を退学し琉球大学に編入学したが申請可能ですか。

A7.1 年以内に編入学した場合は申請可能です。

Q8.前の大学または短大等で給付奨学金がある場合は、どうなりますか。

A8. 短大等を卒業または大学を退学して1年以内の編入学の学生に関しては、一度奨学金担当にご連絡ください。学びなおしとして琉球大学を1年次から入学している場合は、給付奨学金の申請はできません。

《貸与奨学金》

給付奨学金と違って入学時期や資産基準等は特にありませんが、現在、留年中の者と過去に奨学金の貸与があり再貸与が出来ない状況の者、延滞中等の者は申請できません（貸与案内9ページ参考）

【収入の減少について】

一次採用（春）申請では、2024年度（2023年分）の課税情報（市町村民税の所得割）で審査します。2024年1月1日から申請時までの間に収入が減少し、以下に該当する場合は給付の家計急変または貸与の家計急変（緊急・応急採用）で個別の案内を行います。早急に奨学金担当にご相談ください（事由発生時期によっては受付できない場合もあります）。

なお、収入減少の理由が下記に該当しない場合は一次採用（春）に通常通り申請してください。

《給付奨学金家計急変の該当事由》

- ・生計維持者の死亡 ・生計維持者が非自発的な離職 ・災害による就労減収または困難
- ・生計維持者が事故または病気より3カ月以上の就労困難
- ・学生本人が父母等からの暴力等による避難

《貸与奨学金家計急変（緊急・応急採用）の該当事由》

- ・生計維持者の死亡 ・生計維持者の失職（自発的離職でも可）
- ・災害による収入減少または支出増大 ・生計維持者との離別（離婚・行方不明等）
- ・生計維持者または同一生計者の家族が事故・病気等による収入減少または支出増大
- ・学生本人が父母等からの暴力等による避難

Q9.転職した事で収入が減少している場合は、どうすればいいですか。

A9. 通常通り一次採用(春)に申請してください。貸与奨学金の希望者は第一希望の第一種または併用貸与が通らない場合、再審査を希望する事ができます。対象者は追加書類を提出し直近3カ月分の収入で再審査を行えます。（貸与版：説明資料5ページ、貸与案内35～37ページ）

※対象者には後日連絡します。提出等の対応をしない場合は審査できません。

Q10.生計維持者が退職したが、家計急変の対象ですか。

A10.給付奨学金の家計急変では対象外ですが、貸与奨学金の家計急変（緊急・応急採用）では対象です。なお、原則、事由発生12カ月以内の申請が必要ですが、新入生のみ事由発生12カ月を超えていたとしても申請が可能な場合があります。申請可能者は、入学後3カ月以内の申請が必要になるため早急に奨学金担当にご相談ください。

【多子世帯となる子供の数について】

マイナンバー情報を元にJASSOでカウントし、原則として一次採用（春）申請時は2024年度（2023年分）で扶養されている人数を採用します。ただし、2024年1月1日から2025年3月末までに新たに出生した子供・里子(里親委託による)・特別養子(特別養子縁組による)の数もカウントすることが可能です（スカラ入力前に奨学金担当へ報告。別途手続き必須）。

なお、多子世帯無償化（給付奨学金申請）については、扶養している子供の数が3人以上であること以外に、申請者本人が扶養されていることが条件になりますのでご注意ください。

Q11.多子世帯に該当する者は、どういった支援が受けられますか。

A11.2025年度より多子世帯による大学無償化が受けられます。2024年度までは、所得制限がありましたが多子世帯の者は所得制限なし（ただし、申込要件・資産条件・学力審査あり）となります。支援を希望する者は、給付奨学金に申請を行ってください。

Q12.2024年1月～2025年3月の間にきょうだいが生まれた事で子どもの数が3人となりました。直近で生まれた子ども以外の2人は2024年度(2023年分)の税情報では扶養に入っています。どうすればいいでしょうか。

A12.奨学金担当へメールで「2024年1月～2025年3月までにきょうだいが生まれた事で多子世帯になりました。所定手続きを教えてください。」と報告をお願いします。個別案内をします。
※本文には氏名・学籍番号・所属学部を記載願います。
※期間内に里子・特別養子が増えた方も同様です。

Q13.申請者本人が生計維持者の扶養に入っていないが申請者を除く扶養する子どもの人数が3人いる場合は多子世帯の大学無償化対象になりますか。

A13.なりません。大学無償化は申請者本人が生計維持者に扶養されていることが条件です。

Q14.2023年12月31日時点では申請者も含めて生計維持者に扶養されている子どもの人数が3人いましたが2024年4月就職したことで扶養から外れたきょうだいがいます。多子世帯として認定されますか。

A14.多子世帯として認定されます（2025年一次採用（春）申請では2023年分情報で審査のため）。
給付奨学金採用者は、採用後毎年10月に前年の税情報（扶養人数も含む）で再審査があります。その為、2025年10月に多子世帯無償化の対象から外れる場合があります（多子世帯無償化の対象外でも給付奨学金の身分は保持されます）。

Q15.生計維持者の父と母でそれぞれ扶養者がいる場合、子供の数はどうなりますか。

A15.扶養している生計維持者よりも年下の者を合算した人数となります。

（例）

生計維持者（父）→祖父1人・学生本人1人を扶養	} 生計維持者より年上の扶養者を 除く合計3人を子供の数とする
生計維持者（母）→16歳未満の子2人を扶養	

【スカラネットの入力について】

入力後、入力内容（奨学金の申込内容も含む）に変更を行いたい場合は、奨学金担当へ早めの報告をお願いします。

《奨学金の申込情報》スカラネット下書き用紙P3

Q16.給付奨学金（多子世帯の大学無償化含む）を申請したいのですが、「1.高等教育の修学支援制度（給付奨学金及び授業料減免）を希望しますか」の設問はどうすればいいですか。

A16.「希望する」を選択してください。

Q17.奨学金の申込種類によって審査が通りにくい等がありますか。

A17.ありません。併用貸与、第一種、第二種の各基準を満たせば採用されます。

Q18.第一種を希望している場合は、(a)-(1)選択で問題ないですか。

A18.第一種の基準が通らず不採用になった場合、奨学金がなくても学業生活費に問題なければ(a)-1を選択してください。奨学金が無いと厳しい場合は、(a)-(2)選択を推奨します。

Q19.月額12万程度を希望のため、(a)-(3)を選択で問題ないですか。

A19.無利子の第一種を有効活用するために(b)-(7)の選択を推奨します。併用貸与が通らない場合は、第二種で採用される可能性があります。なお、(b)-(6)は、併用基準外かつ第一種の基準内の場合、第一種のみ金額でしか貸与ができないため、第一種以上の金額が必要な者は(b)-(6)は非推奨です。

Q20.給付と第一種を検討していますが(b)の選択肢から入力ですか。

A20.違います。(b)は第一種と第二種の同時貸与希望者(併用貸与)専用です。給付と第一種を申請したい場合は、(a)の間で選択してください。

※給付も第一種も不採用になった場合、金銭的に困る方は(a)-(2)を選択することを推奨します。

《奨学金貸与月額情報》スカラネット下書き P7～9

Q21.月額12万希望で奨学金の申込情報の箇所では(b)-(7)を選択者です。自宅通学のため第一種は4.5万・第二種は8万を希望したいのですが、審査の結果、第二種のみになった場合はどうなりますか。

A21.併用が通らない場合であっても、入力した内容で振込されます。その為、必ず月額12万が必要であれば、第二種金額は、併用貸与が不採用で第二種のみ採用された場合の金額で選択する事を推奨します。併用貸与で採用された場合、貸与額の減額が可能です。場合によっては遡って減額することも可能ですので、奨学金窓口にてご相談ください。

※(b)-(6)、(c)-(13)の選択者も同様です。

Q22.第二種選択者の「あなたは何月分から貸与を希望しますか」とはどのような意味ですか。

A22.第二種は、有利子のため2025年4月～9月の間から貸与開始月が選択できます。2025年4月と選択した者は、7月採用で振込される際は、4月分からまとめでの振込をされることで4月分から貸与開始者として取扱いされます。第一種は貸与開始月の選択はできません。

Q23.編入学生ですが入学時特別増額を希望できますか。

A23.希望できます。スカラネット入力では希望しないと入力し、奨学金窓口に来室をお願いします。

【再貸与について】

過去に奨学金の貸与を受けた人が同じ学校区分で新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮されたり申込ができない場合があります。ただし、再貸与を希望することで一度限り修業年限まで貸与することが可能です。(貸与案内 29 ページ)

Q24.前の大学で第一種を3年次まで受けていました。本学で1年次として入学する場合は、どうなりますか。

A24.前の大学で再貸与をしていない場合は、本学で再貸与することで申請が可能です。

Q25.本学で1年次から第一種の貸与を受けていましたが、2年次で辞退をしました。3年次は貸与がありません。4年次で再度、第一種を受けたいのですが再貸与になりますか。

A25.再貸与にはなりません。申請をして採用されたら、通常の修業年限まで貸与が可能です。